

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	建築物の用途を変更して一時的に災害救助用建築物等とする場合の特例許可	
根拠法令・条項	建築基準法第87条の3第3項及び第5項	
所 管 課	開発調整 部	建築安全 課
審 査 基 準	当該許可は、申請ごとで内容が異なるうえ、緊急避難的要素を考慮する必要も想定されるので、審査基準を設定することは、困難である。	
標準処理期間	標準処理期間	許可については60日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	